

## 5 品種保護出願の方法・費用

### (1) 品種保護出願の方法

ア 前記4の必要書類等を準備した上、農業用作物については、国立種子院、山林用作物については山林庁、海藻類については国立水産科学院に提出し、又は電子出願の方法 (<http://www.seednet.go.kr>) により提出する。韓国においては、電子出願の方法による提出が約8割程度を占めている。

イ 農業用作物と山林用作物の区別は明確ではないものがあり、実際には、国立種子院と国立森林品種管理センターとの間の協議により区別・振分が行われており、提出先が異なっていた場合には担当部局に移送されるとのことである（韓国の代理人は、上記の区別についておおむね把握しているようである）。

※ 渋柿は天然種とされ、渋柿を改良して農産物として甘柿が育成されることを理由に、渋柿については国立森林品種管理センターが、甘柿については国立種子院が、それぞれ担当している。

ウ キのこ類については、以前は、その多くが国立種子院において審査を担当していたが、現在は、徐々に国立森林品種管理センターに移管されており、現時点で把握されている担当部局は、別紙（16 ページ）のとおりである。

※ 例えば、「ひらたけ」は、原木栽培した品種については国立森林品種管理センターが、おがくず等を培地とした品種については国立種子院が、それぞれ担当しているようである。

### (2) 品種保護出願等の費用

品種保護出願等の費用については、以下のとおりである。

| 項目            | 金 額              |
|---------------|------------------|
| 1. 品種保護出願手数料  | 品種当 3 万 8 千ウォン   |
| 2. 書類審査手数料    | 品種当 5 万ウォン       |
| 3. 栽培審査手数料    | 品種当 50 万ウォン/1 作期 |
| 4. 優先権主張申請手数料 | 品種当 1 万 8 千ウォン   |

## 6 方式審査・出願公開

### (1) 方式審査1

韓国において品種保護出願が正式に受理されると、出願番号が通知される。

農業用作物の場合には、国立種子院の品種保護相談センターにおいて品種保護出願書及び添付書類の不備の有無について審査（方式審査1）する。不備がある場合には、補正通知がされ、これに従って適切に補正されない場合には、品種保護出願が無効となる場合があるので注意を要する。

※ 品種保護出願書を提出した場合、品種名称登録出願をしたものとみなされる（法

109条2項)。

(2) 出願公開

前記(1)の方式審査1において不備がない場合には、出願品種について、品種保護公報に掲載する方法により出願公開がされる(これにより出願品種についての情報提供を受けることが可能となる)。出願公開されると、仮保護(一時的な保護を受ける権利)が発生する。

(3) 方式審査2

出願公開後、総合審査官は、出願品種の新規性、品種名称の適切性、添付書類の審査を行う。

品種名称が登録を受けることができないものである場合、審査官は、30日以内に新たな品種名称を提出するように通知し、これに従わない場合には、品種保護出願が無効となる場合があるので注意を要する。

## 7 実体審査(DUSテスト)

(1) 方式

韓国における実体審査(DUSテスト)には、①国立種子院のほ場で実施する栽培試験、②出願者が確保したほ場に審査官が訪問して実施する現地調査、③試験研究機関や大学等に委託する委託試験の3つの方式がある。

韓国においては、多くの作物について栽培試験が実施されている。ただし、果樹、きのこ類については現地調査によることが多い。

なお、韓国においては、日本における品種登録出願の実体審査の結果の報告書を用いて審査に代えることはしていない。

(2) 手続

前記6の(3)方式審査2により要件を満たすと判断された場合、栽培試験審査官は、栽培試験等の審査の実施計画を通知する。

栄養繁殖植物については、上記の通知とともに、試料の提出の要請書が送付され、これに従って試料を提出することになる。

(3) 内容

韓国における栽培試験は、2年以上、同一のほ場で品種の特性等を調査し、その結果により品種保護の要件を満たすか否かを判断する。

韓国においては、毎年栽培試験の実施計画が定められるところ、品種保護出願の時期によっては次年度の実施計画に含まれない場合がある。早期の品種登録を目指すのであれば、作物別の栽培試験の実施時期、方式審査等に要する時間等を考慮して、次年度の実施計画に含まれる時期までに品種保護出願をすることが考えられる(審査当局によれば、次年度に実施計画に含めることが可能な作物別の期限等は明確にしているものの、韓国の代理人はその期限等をおおむね把握しているとのことであった)。